令和８年度 木更津市霊園
一般墓地募集案内

（芝生墓地 3㎡ ・普通墓地 1.5㎡,2㎡,3㎡・普通墓地 6～48㎡ ）

※最後までよく読んでからお申込ください



※一般墓地にお申込みされる方は、合葬式墓地の
公募に申込みすることはできません。

担当課　木更津市役所 生活環境課
（クリーンセンター１階）

〒292-0838　木更津市潮浜3－1
TEL：0438-36-1432　FAX：0438-36-5374

9:00～16:30(土日祝日を除く）



もくじ

１．木更津市霊園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．募集区画数

３．使用料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４．募集区画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～４

５．申込者の資格

６．申込書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５～６

７．募集スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

８．当選された方の手続きについて・・・・・・・・・・・・・８

９．応募にあたってご注意ください・・・・・・・・・９～１０

１０．霊園全体図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

１１．募集区画図面 ・・・・・・・・・・・・・・・・１２～２０

１２．令和８年度木更津市一般墓地使用申込書 ・・・２２～２６

１３．　生活環境課窓口のご案内・・・・・・・・・・２８～３２

１　木更津市霊園について

【位　置】　木更津市矢那３，７１１番地
【面　積】　１１９，３９０．９８㎡
【墓　地】　既設部（１区～１７区）、合葬式墓地
　　増設部（Ａ１区、Ｂ１区～Ｂ８区）

開　園　時　間	
３月～１０月	午前８時３０分～午後６時００分
１１月～２月	午前８時３０分～午後４時３０分
春分の日、秋分の日とその前後３日間	午前７時００分～午後６時００分
８月１日～８月１６日	午前６時００分～午後７時００分

２　募集区画数（全４７区画）

区分	場所	面積	焼骨の有無	区画数
①	増設部 芝生墓地	3㎡（９区画）	有	うち２５
	既設部 普通墓地	3㎡(１６区画)		
		2㎡（９区画）		
		1.5㎡(６区画)		
②	区分①と同じ		無	うち１５
③	増設部 普通墓地	6㎡（３区画）	どちらでも可	７
	既設部 普通墓地	８㎡（１区画）		
		１２㎡（１区画）		
		２４㎡（1区画）		
		４８㎡（1区画）		

※　他墓地からの焼骨移転（改葬）を予定している方は、焼骨「有」で
　　応募できます（注意：申込時に改葬許可証が用意できることが条件です）。

★以下の点について必ず読み、了解した上で申し込みをしてください

・今回募集する区画について、若干の面積の不足が生じる場合がありますが、現況でのお渡しとなりますのでご了承下さい。

・３㎡以下の普通墓地については、大区画墓地を分割した区画です。測量により既存墓地の分割でのお渡しとなります。建墓の際の方角など、区画の場所によって現地を確認しないとわからない部分がありますので、**必ず現地を確認の上**、お申込み下さい。

３　使用料等

（１）永代使用料

芝生墓地	3㎡	４３５，０００円
普通墓地	1.5㎡	１９５，０００円
〃	2㎡	２６０，０００円
〃	3㎡	３９０，０００円
〃	6㎡	７８０，０００円
〃	8㎡	１，０４０，０００円
〃	12㎡	１，５６０，０００円
〃	24㎡	３，１２０，０００円
〃	48㎡	６，２４０，０００円

（２）管理手数料（１㎡あたり年間８００円）

芝生墓地	3㎡	２，４００円
普通墓地	1.5㎡	１，２００円
〃	2㎡	１，６００円
〃	3㎡	２，４００円
〃	6㎡	４，８００円
〃	8㎡	６，４００円
〃	12㎡	９，６００円
〃	24㎡	１９，２００円
〃	48㎡	３８，４００円

４　募集区画

区分①、②　：　芝生墓地 ３㎡、普通墓地 ３㎡、２㎡、１．５㎡（全４０か所）

（２㎡、１．５㎡は次ページ参照）

コード	区画番号	面積	場所	管理手数料（年間）	永代使用料
あ	Ａ１区１側４号	3㎡	増設部芝生墓地	2,400 円	435,000円
い	Ａ１区２側２号				
う	Ａ１区８側２３号				
え	Ａ１区１０側２９号				
お	Ａ１区１１側３１号				
か	Ａ１区１５側６号				
き	Ａ１区１５側９号				
く	A１区１９側６号				
け	Ａ１区２１側１５号				
こ	２区１側１０号２	3㎡	既設部普通墓地	2,400 円	390,000円
さ	２区１側１０号３				
し	１２区５側６号２				
す	１２区５側６号３				
せ	１２区５側１８号３				
そ	１２区５側１８号４				
た	１２区５側２３号２				
ち	１２区５側２３号３				
つ	１２区６側３号２				
て	１２区６側３号３				
と	１２区６側７号２				
な	１２区６側７号３				
に	１２区６側２２号２				
ぬ	１２区６側２２号３				
ね	１３区１側１５号２				
の	１３区１側１５号３				

４　募集区画

区分①、②：芝生墓地 3㎡、普通墓地 3㎡、2㎡、1．5㎡（全４０か所）

（芝生墓地、普通墓地３㎡は前ページ参照）

コード	区画番号	面積	場所	管理手数料（年間）	永代使用料
は	２区１側１０号１	2㎡	既設部普通墓地	1,600 円	260,000円
ひ	６区１側５号３				
ふ	１２区５側６号１				
へ	１２区５側１８号２				
ほ	１２区５側２３号１				
ま	１２区６側３号１				
み	１２区６側７号１				
む	１２区６側２２号１				
め	１３区１側１５号１				
も	５区２側２２号１	1.5㎡		1,200 円	195,000円
や	５区２側２２号２				
ゆ	５区２側２２号３				
よ	５区２側２２号４				
ら	５区２側２２号５				
り	５区２側２２号６				

※　区画位置についてはP.１２～２０の区画別図面をご覧ください。

区分③：増設部普通墓地 6㎡、既設部 普通墓地　8～48㎡（全７か所）

コード	区画番号	面積	場所	管理手数料（年間）	永代使用料
る	Ｂ５区２側２１号	6㎡	増設部普通墓地	4,800 円	780,000円
れ	Ｂ５区３側１９号				
ろ	Ｂ５区４側２３号				
わ	６区６側１４号	8㎡	既設部普通墓地	6,400円	1,040,000円
を	１区4側26号	12㎡		9,600円	1,560,000円
が	３区１側6号	24㎡		19,200円	3,120,000円
ぎ	２区１側5号	48㎡		38,400円	6,240,000円

※　区画位置についてはP.１２～２０の区画別図面をご覧ください。

５　申込者の資格

次のすべてに該当する方

（１）本市に引き続き２年以上住民登録があること。
（２）世帯主及び祭祀を主宰する者であること。
（３）現在、木更津市霊園の一般墓地又は合葬式墓地の使用許可を受けていないこと。
（４）区分①は焼骨を所持していること。
（火葬許可証または改葬許可証等がある）

６ 申込書類　【原則 郵送 にて受付】

以下の①、②について用意し、③へ入れて生活環境課まで郵送してください。

①令和８年度木更津市霊園一般墓地　使用申込書１枚（必要事項を記入したもの）

- 区分①の方は　２２ページ（芝生墓地3㎡,普通墓地3㎡,2㎡,1.5㎡　焼骨有）
- 区分②の方は　２４ページ（芝生墓地3㎡,普通墓地3㎡,2㎡,1.5㎡　焼骨無）
- 区分③の方は　２６ページ（普通墓地6㎡～48 ㎡　焼骨有無どちらでも可）

※複数の区分を申し込むことは出来ません。
いずれかの区分の申込書１枚のみ封入してください。

②返信用封筒　２通
（なるべく長型３号/タテ 23.5㎝ ヨコ 12㎝ を使用してください）
（それぞれ１１０円切手の貼付、申込者自身の住所、氏名をご記入ください）

③申込書・返信用封筒を入れる送付封筒（サイズは問いません）
※送付先はクリーンセンター内の生活環境課です。
朝日庁舎ではありません。
お間違いのないよう、ご注意下さい。

（上記について、右ページを参考にしてください。）

↓申込先（切り取って封筒に貼付してもOKです）

292-0838
千葉県木更津市潮浜３丁目１番地
【木更津市　クリーンセンター内】
木更津市役所 生活環境課
木更津市霊園　一般墓地公募 担当

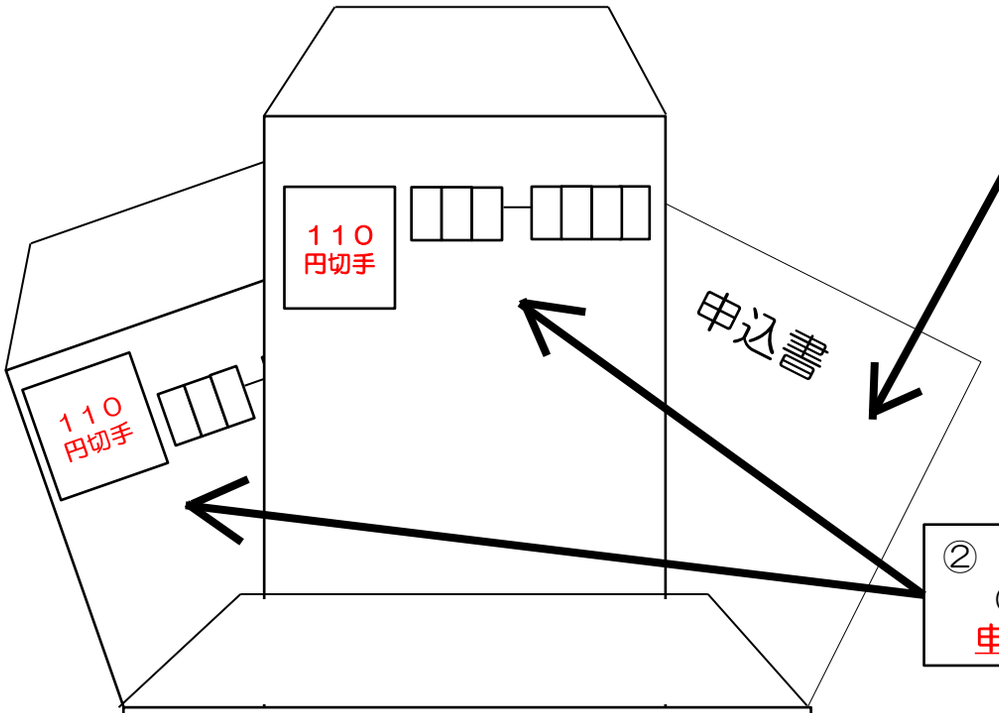

① 一般墓地使用申込書
（申込内容を記入）

② 返信用長型封筒×２通
（2通とも１１０円切手を貼り、
申込者自身の住所、氏名を記入）

切手

292-0838

千葉県木更津市潮浜３－１１
木更津市クリーンセンター内

木更津市役所 生活環境課
木更津市霊園 一般墓地公募 担当

③送付用封筒の中に
①申込書と②返信用封筒を
入れて切手を貼って郵送します

７　募集スケジュール

①　申込受付期間　令和８年１０月１日（木）～令和８年１０月３１日（土）

「原則 郵送」にてお申込みください。
申込方法は　５ページ・６ページを参考にしてください。
生活環境課宛に、１０月３１日の消印有効とします。

②　受付票発送　令和８年１１月６日（金）頃

受付票が１１月１２日（木）までに届かない場合は生活環境課まで
ご連絡をお願いします。

③　抽選　令和８年１１月17日（火）

抽選により、優先番号（希望区画選択順位）を決定します。

【抽選方法】

１．区分①、②の抽選方法

区分①の方の中から、優先番号１～２５番を決定し、
区分②の方の中から、優先番号２６～４０番を決定します。
補欠順位４１～５０番は、区分②の方の中から決定します。

２．区分③の抽選方法

優先番号１～７番を決定し、補欠順位８～１７番を決定します。

④　抽選結果通知　令和８年１１月２５日（水）頃

・当選の方には、「区画決定通知」を送付します。
・落選の方には、「補欠通知」または「落選通知」を送付します。

※申込者全員にいずれかの通知をお送りしますので、通知が１２月１日（火）までに
　届かない場合は、生活環境課までご連絡をお願いします。

※申込内容が、条件に該当しない場合や事実と相違する場合は当選が取消しとなります
　のでご注意ください。

◎補欠通知が送付された方は、当選者から辞退者が出た場合繰上げ当選の
　可能性がありますので、通知に記載の期限まで市からの連絡をお待ちください。
　期限までに連絡がなかった場合、落選となります。

８　当選された方の手続きについて

①　区画決定通知書の発送　　令和８年１１月２５日（水）頃

当選した区画について記載しております。
当選した場合でも第一希望の区画とは限りませんので、
当選区画を改めて現地にてご確認の上、申請手続きを行ってください。
なお、区画変更等は受け付けられませんのでご了承ください。

◎当選区画が希望に沿わない場合は、
同封の案内に従い、**期日までに かならず** 辞退届を提出してください。

②　使用許可申請　　令和８年１２月１１日（金）まで

当選区画の申請を受け付けますので、**生活環境課へ持参**により、
一般墓地使用許可申請に必要書類を添えて提出してください。

◎申請書、添付書類等詳細については、
区画決定通知書と同封の案内書へ記載しています。

③　使用許可内定通知書、永代使用料納入通知書の発送　　令和８年１２月２４日（木）頃までに順次送付します

使用料納付期限：令和９年１月１５日（金）（厳守※）
※金融機関受付時間内

上記期限までに**金融機関にて（納入通知書下部へ記載）**一括納付してください。

④　使用許可証、管理手数料納入通知書の発送　　令和９年１月末頃までに順次送付します

永代使用料の納付が確認できた方から順に一般墓地使用許可証、
管理手数料納入通知書（年間管理手数料の月割分）を発送します。

管理手数料については、**納入通知書記載の納入期限までに**
金融機関（または郵便局、生活環境課窓口、霊園管理事務所窓口）にて
納付してください。

⑤　使用の開始　　令和９年２月頃以降

管理手数料のお支払いが済んだ方から墓地を使用開始（建墓工事の開始等）できます。

※毎年納付を忘れている方がいらっしゃいます。納付が無い場合はこちらから確認のお電話をさせて頂きますので、支払い忘れのないようご注意ください。

９　応募にあたってご注意ください

応募にあたり、以下の注意事項を必ずお読みください。

１．墓地の権利について

墳墓を建立するために墓地の区画の使用を許可しているもので、土地を販売するものではありません。よって、区画を他人に転売、または譲渡することはできません。

２．応募について

（１）応募の際は、**事前に現地を必ずご確認の上**、お申し込みください。
（２）申込みできるのは１区分のみです。複数の区分で申込することはできませんのでご注意下さい。
（３）**申込み以降に希望区画（順位及び希望有無）の変更はできません**のでご注意ください。
（４）使用許可内定後、使用料を一括納付していただきます。分割の納付はしておりませんのでご注意ください。
（５）当選された方については、**使用者が死亡した際に墓地を承継される予定の方の情報を提示していただきます**ので、
承継される方がいない場合は、一般墓地ではなく合葬式墓地をご検討ください。

３．墓地の使用に関して

（１）芝生墓地について
１）普通墓地のように境界がありません。
２）埋蔵は、付帯の納骨施設（カロート）を使用します。
３）墓碑、香立て及び花立ての建立となります。これ以外は設置できません。
（２）永代使用料について
永代使用料は、市が指定する期日までに一括で納入していただきます。
この納入が確認できてから、墓地使用許可証をお渡しします。
（３）管理手数料について
１）墓地使用許可を受けた場合は、許可日の属する月から月割り計算による管理手数料を納めていただきます。
２）その後は、毎年４月に１年分の管理手数料の納入通知書を郵送しますので、銀行や郵便局などで納めていただきます。

～次のページへ続く～

～前のページからの続き～

（４）墓石等について

１）普通墓地の設備基準

①使用者は、使用場所の区画を明らかにするため、囲障を設けてください。

②使用者は、使用場所に墓碑（墓石）その他の設備を設ける場合は、次に掲げる基準によってください。

ア．墓碑（墓石）及びこれに類する設備の高さは、３m以内とする。

イ．盛土の高さは、35㎝以内とする。

ウ．囲障の高さは、90㎝以内とし、周囲の土留工事等は、石又はコンクリートその他これに類する材料を用い、崩壊しないよう施工しなければならない。

エ．樹木の高さは３m以内とし、他人の墓地又は通路に枝が出ないものとする。

オ．ア～エに規定する高さは、地盤面から設備の最高部までとする。

２）芝生墓地の設備基準

①使用者は、使用場所に墓碑（墓石）その他の設備を設ける場合は、次に掲げる基準によってください。

ア．墓碑（墓石）の形状は、角形を標準とする。

イ．納骨施設（カロート及びカロートのふたを含む。）の現状を変更してはならない。

ウ．台石の上に付設する墓碑（墓石）は１基とし、その高さは65cm以内とする。

エ．台石及び拝石の大きさは納骨施設の範囲とし、その高さは15cm以内とする。

オ．香立て及び花立ては１基又は１対とし、台石又は拝石の上に置かなければならない。

カ．墓碑（墓石）、香立て及び花立て以外の設置は、一切してはならない。

キ．ア～カに規定する高さは、納骨施設の表面から設備の最高部までとする

（５）墓地の管理について

１）墓地区画内の草刈り、掃除は使用者自身で行っていただきます。
（通路の草刈りや園内の植栽の剪定は、市で行います。）

２）お墓参りの際のお供え物は、カラスに食い荒らされることが多いので、お帰りの際には必ずお持ち帰りください。

３）使用者が、転居、改名等をしたときは別途所定の手続き（生活環境課への申請）が必要となります。

４）以下の場合は使用権が消滅します。

①使用者が死亡したとき。

②使用者が住所不明となって１０年を経過したとき

※祭祀を主宰するものが市長に届出ることにより承継することができます。

ただし、使用者が死亡したときから３年以内に承継の届出がなかった場合は、使用権を承継する権利も消滅します。

５）以下の場合は使用許可を取消すことがございますのでご注意ください。

①許可を受けた目的（焼骨の埋蔵、墓碑等の建設）以外に使用したとき。

②使用許可制限又は許可条件に違反したとき。

③一般墓地使用許可証を譲渡し、転売し、又は担保に供したとき。

④虚偽の申請、その他不正の手段により使用許可を受けたことが判明したとき。

⑤本市霊園の条例又は条例に基づく規則に違反したとき。

※使用許可を取消されたときは、使用者には直ちに原状に復して返還していただきます。

以上

１０　木更津市霊園全体図（横向きにしてご覧ください）

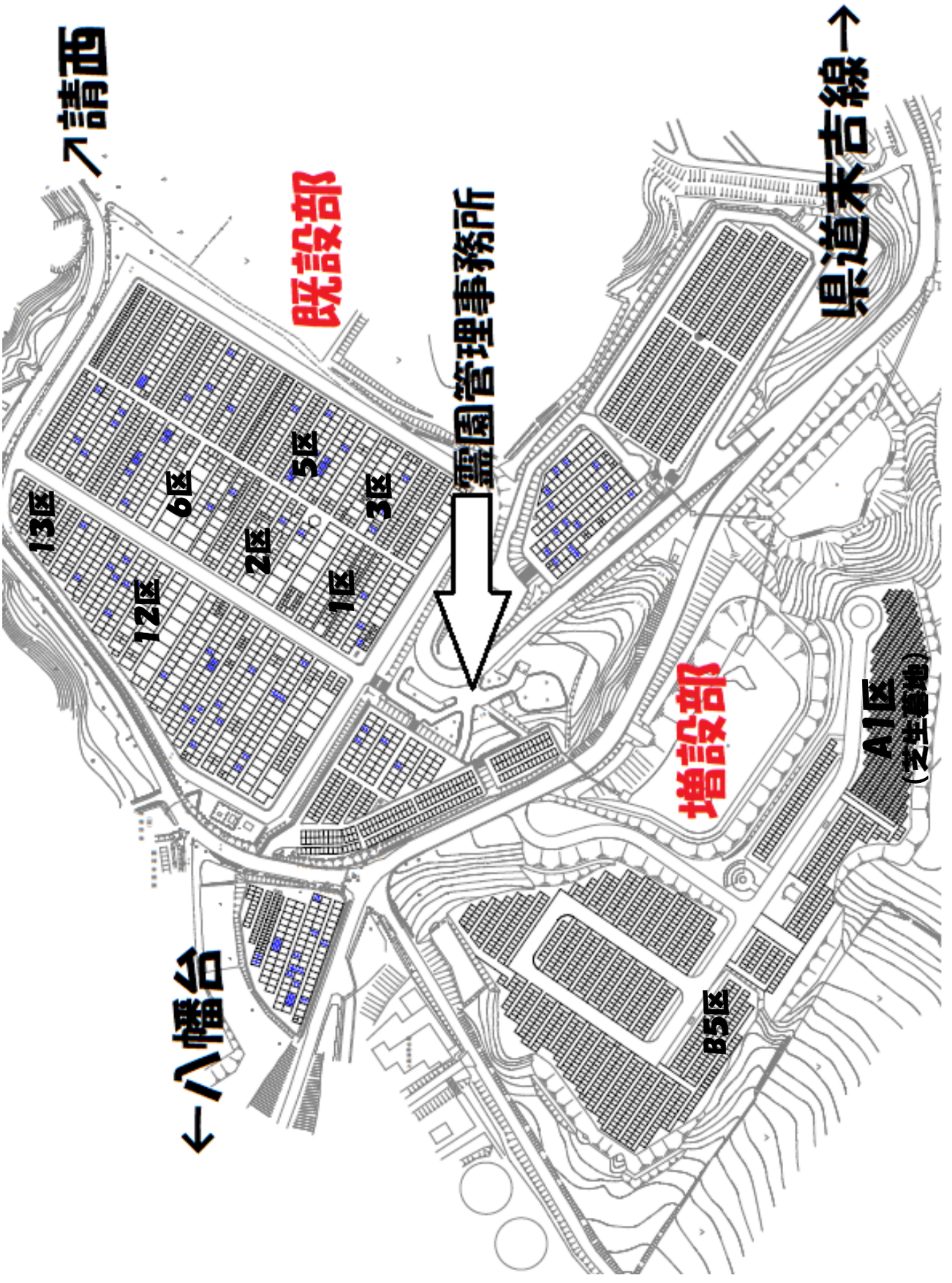

１１　募集区画図面（芝生墓地 増設部A1区）
あ～け

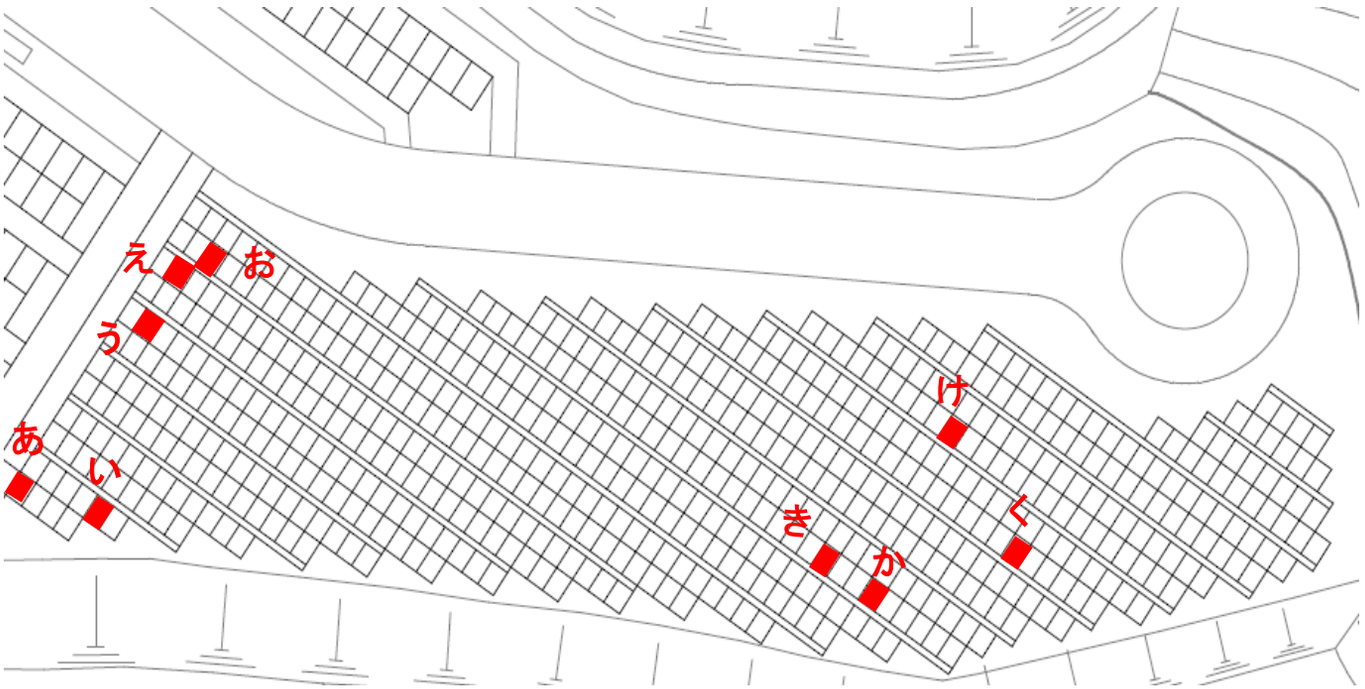

※該当区に立看板を設置していますので、必ず現地で場所をご確認ください

あ A1区　１側　４号　（3㎡）
い A1区　２側　２号　（3㎡）
う A1区　８側２３号　（3㎡）
え A1区１０側２９号　（3㎡）
お A1区１１側３１号　（3㎡）
か A1区１５側　６号　（3㎡）
き A1区１５側　９号　（3㎡）
く A1区１９側　６号　（3㎡）
け A1区２１側１５号　（3㎡）

１１　募集区画図面（普通墓地２区）
こ～さ、は、ぎ

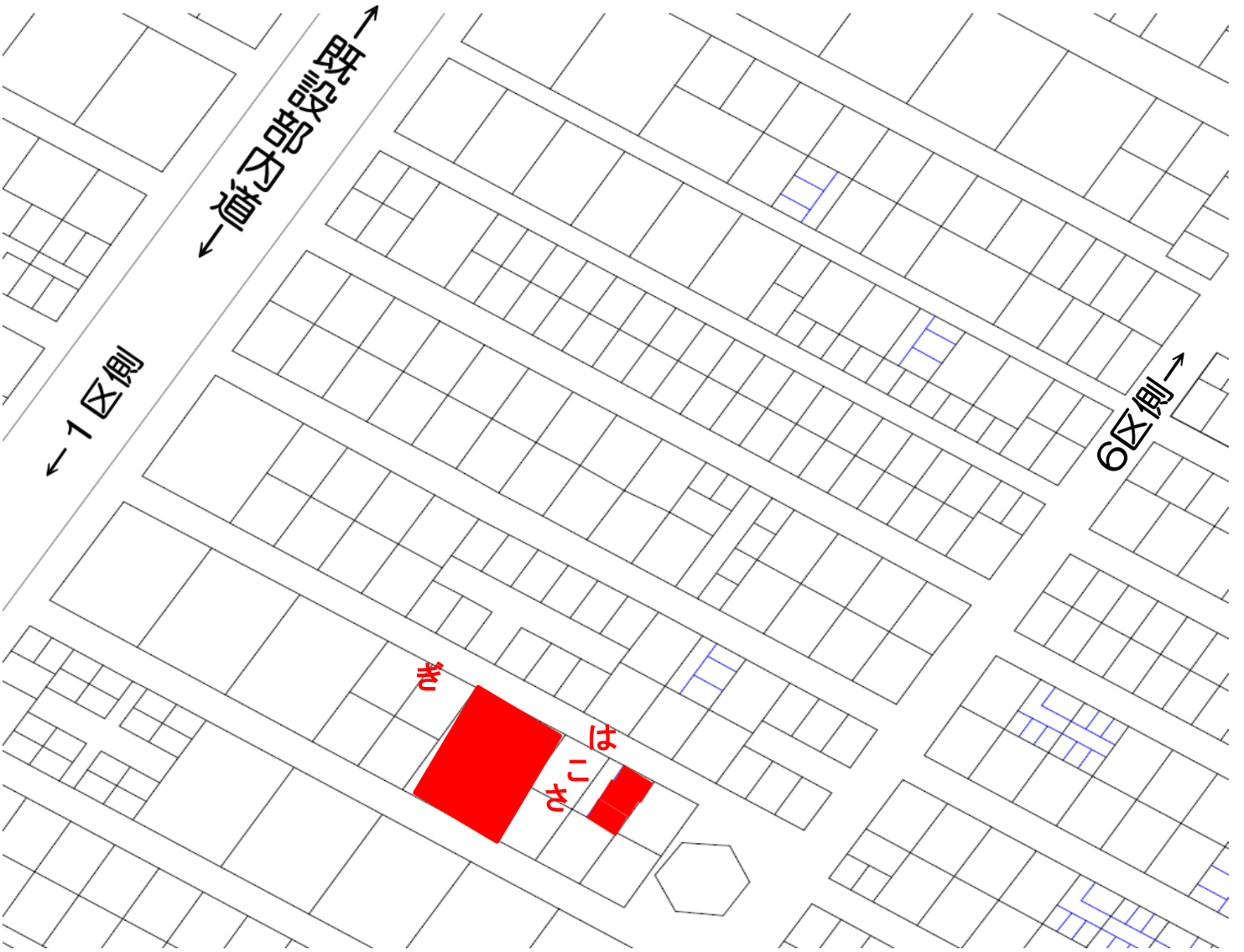

※該当区に立看板を設置していますので、必ず現地で場所をご確認ください

こ　２区１側１０号２　（3㎡）　は　２区１側１０号１　（２㎡）
さ　２区１側１０号３　（3㎡）　ぎ　２区１側　５号　（４８㎡）

１１　募集区画図面（普通墓地１２区）
し～ぬ、ふ～む



※該当区に立看板を設置していますので、必ず現地で場所をご確認ください

し	１２区５側６号２	（３㎡）	な	１２区６側７号３	（３㎡）
す	１２区５側６号３	（３㎡）	に	１２区６側２２号２	（３㎡）
せ	１２区５側１８号３	（３㎡）	ぬ	１２区６側２２号３	（３㎡）
そ	１２区５側１８号４	（３㎡）	ふ	１２区５側６号１	（２㎡）
た	１２区５側２３号２	（３㎡）	へ	１２区５側１８号２	（２㎡）
ち	１２区５側２３号３	（３㎡）	ほ	１２区５側２３号１	（２㎡）
つ	１２区６側３号２	（３㎡）	ま	１２区６側３号１	（２㎡）
て	１２区６側３号３	（３㎡）	み	１２区６側７号１	（２㎡）
と	１２区６側７号２	（３㎡）	む	１２区６側２２号１	（２㎡）

１１　募集区画図面（普通墓地１３区）
ね～の、め

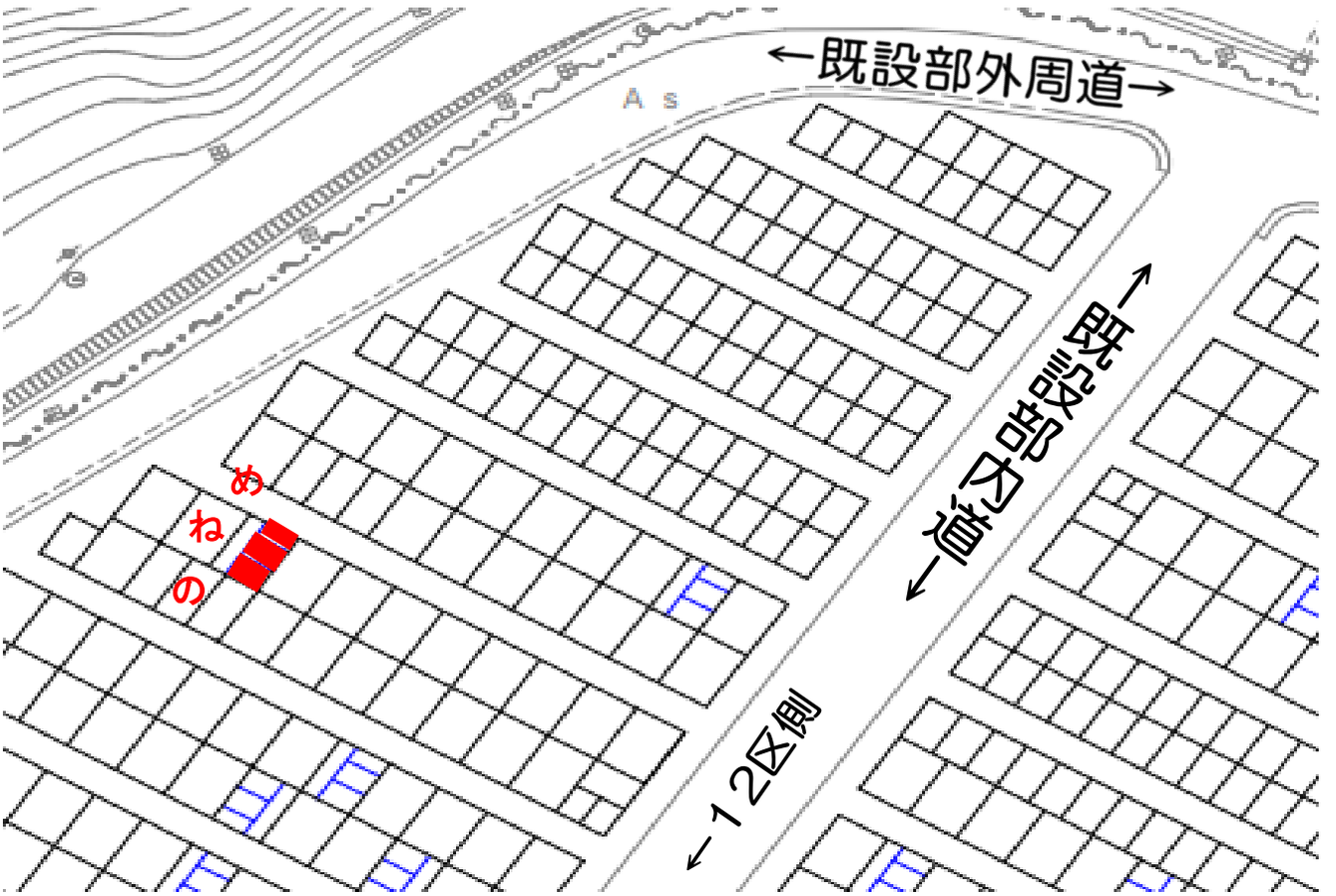

※該当区に立看板を設置していますので、必ず現地で場所をご確認ください

ね　１３区１側１５号２（3㎡）　　め　１３区１側１５号１（２㎡）

の　１３区１側１５号３（3㎡）

１１　募集区画図面（普通墓地６区）
ひ、わ

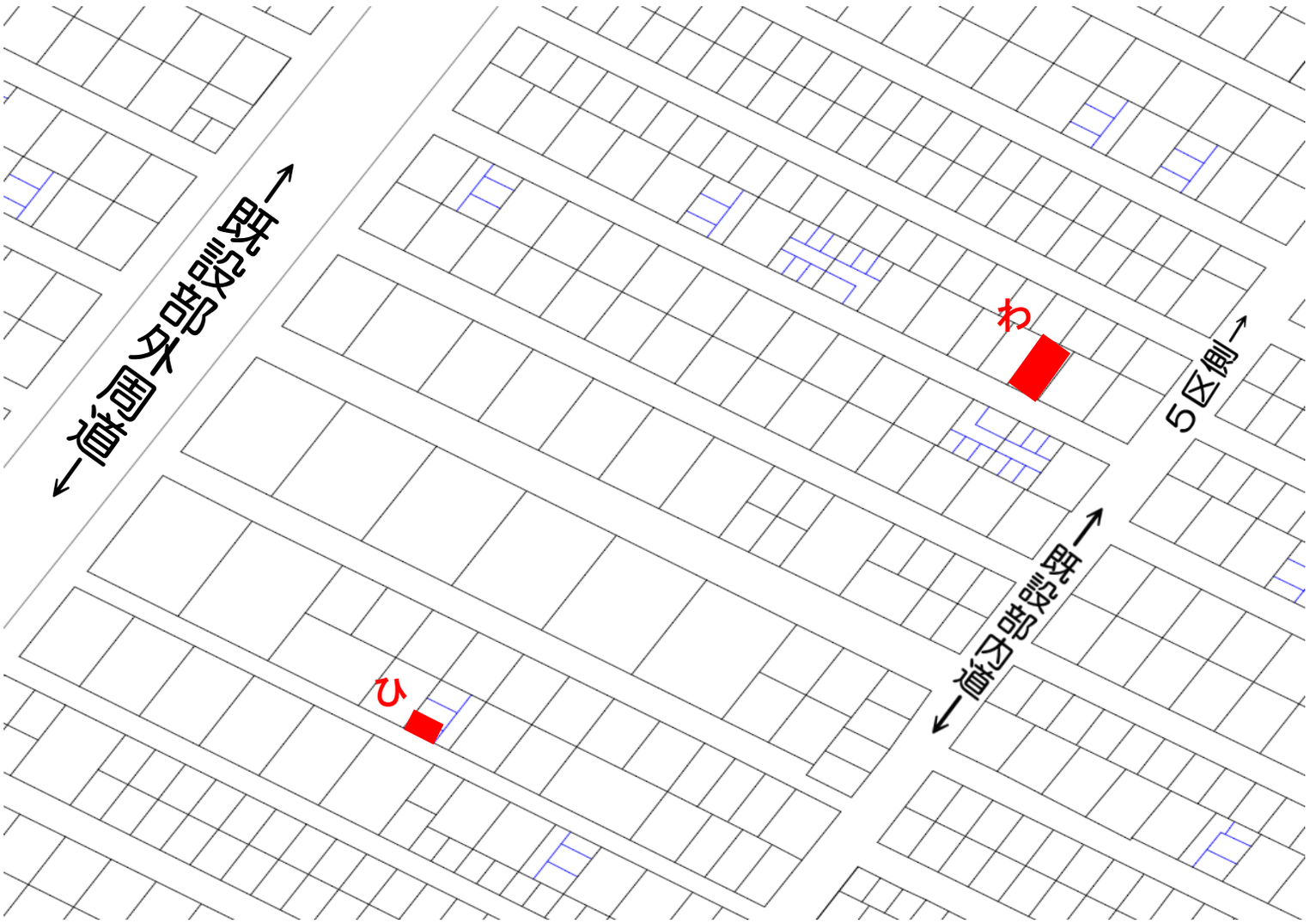

※該当区に立看板を設置していますので、必ず現地で場所をご確認ください

ひ　６区１側５号３　　（２㎡）　わ　６区６側１４号　　（８㎡）

１１　募集区画図面（普通墓地５区）
も～り

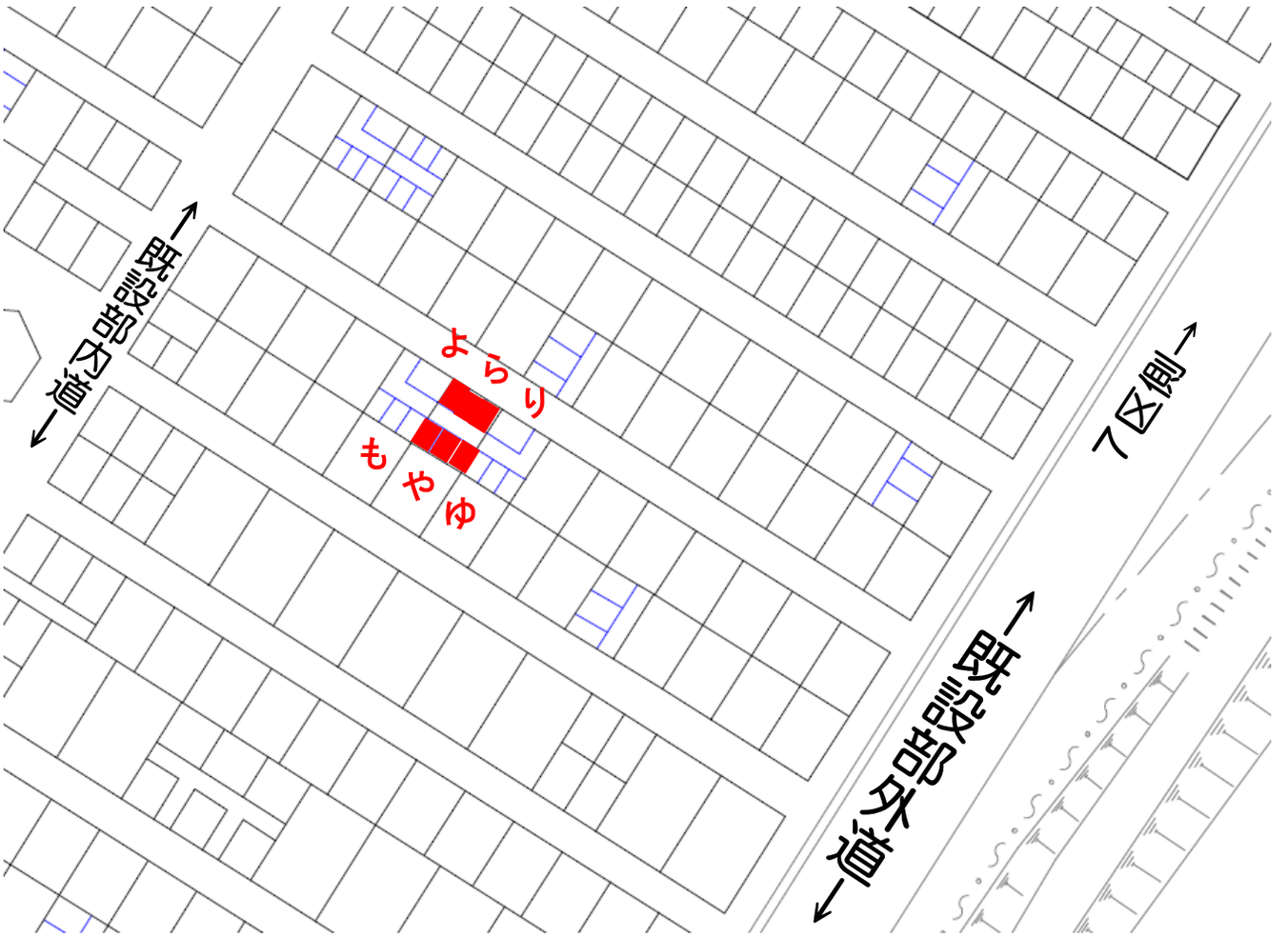

※該当区に立看板を設置していますので、必ず現地で場所をご確認ください

も	５区２側２２号１（1.5㎡）	よ	５区２側２２号４（1.5㎡）
や	５区２側２２号２（1.5㎡）	ら	５区２側２２号５（1.5㎡）
ゆ	５区２側２２号３（1.5㎡）	り	５区２側２２号６（1.5㎡）

１１　募集区画図面（増設部　普通墓地Ｂ５区）　る～ろ

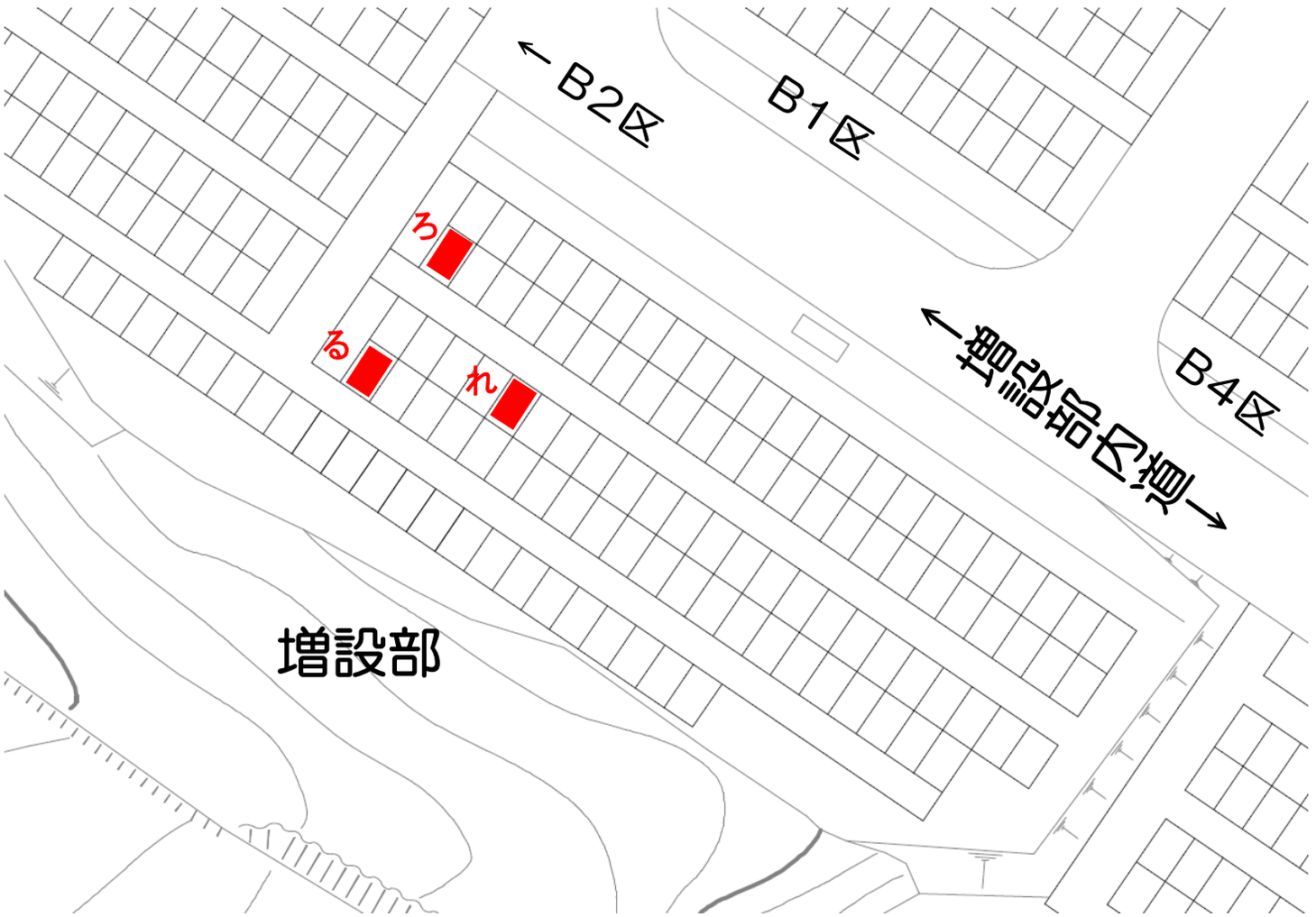

※該当区に立看板を設置していますので、必ず現地で場所をご確認ください

る　Ｂ５区２側２１号（６㎡）
れ　Ｂ５区３側１９号（６㎡）
ろ　Ｂ５区４側２３号（６㎡）

１１　募集区画図面（普通墓地１区）
を

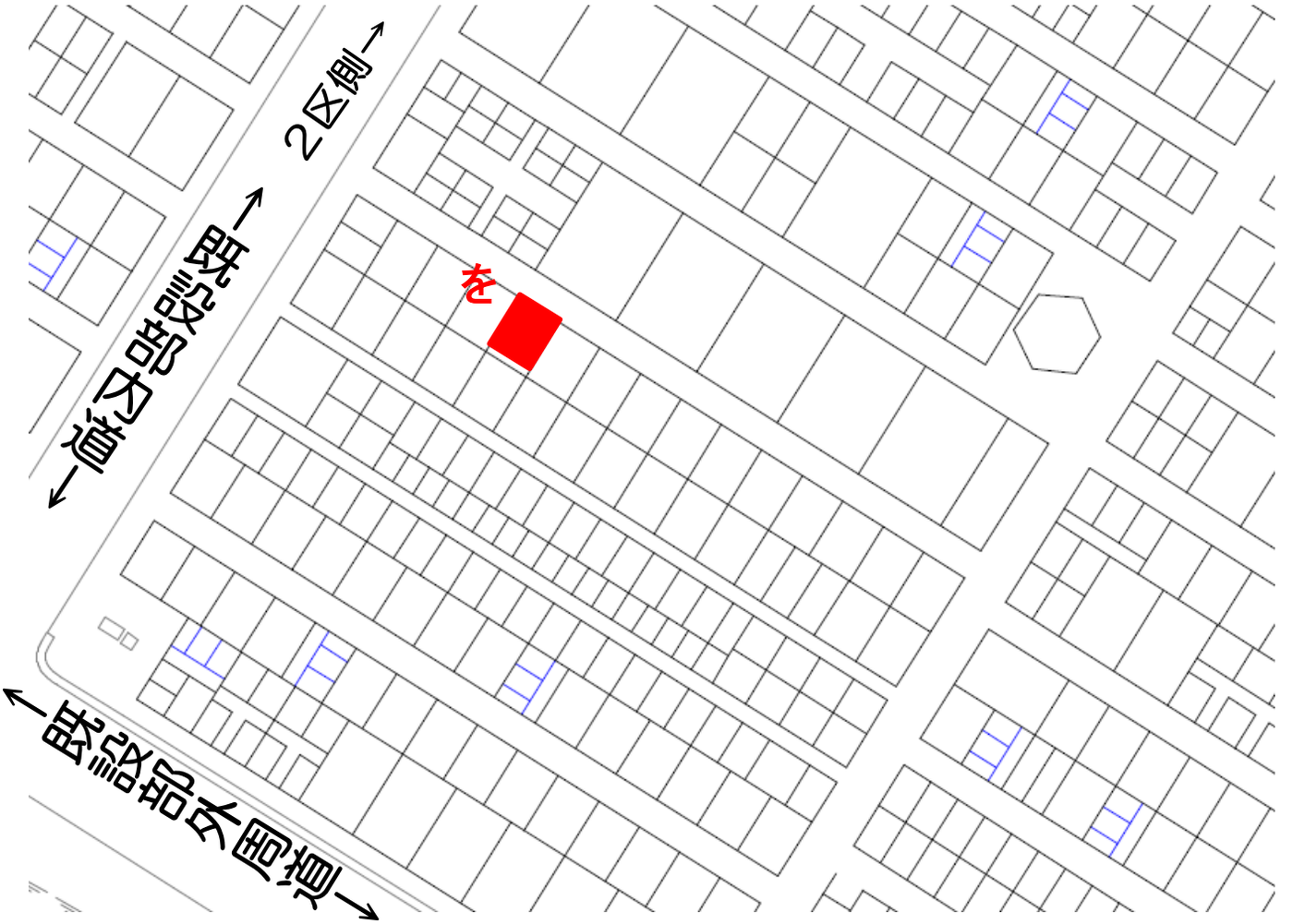

※該当区に立看板を設置していますので、必ず現地で場所をご確認ください

を　１区４側２６号　（１２㎡）

１１　募集区画図面（普通墓地３区）
が



※該当区に立看板を設置していますので、必ず現地で場所をご確認ください

が　３区１側６号（２４㎡）

キリトリ

キリトリ

① 芝生墓地 3㎡,普通墓地3㎡ ,2㎡,1.5㎡希望者用
（焼骨を所持している方）

木更津市霊園一般墓地 抽選申込書

提出日：令和８年１０月　　日

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

１ 申込者情報　申込者の氏名等を記入してください。

申込者	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日
	住　所	〒
	電話番号	

※裏面に墓地区画希望順位を記入する欄がありますので、必ず記入をお願いします。

※　次の欄には記入しないでください。

受付番号 （抽選番号）	
抽選結果	優先番号　　番
備　　考	

２　希望区画

※ご希望の区画を第１希望～（最大）第４０希望まで順に数字を記入してください。希望しない区画がある場合は × 印をつけてください。
　なお、希望区画に空欄部分がある場合、こちらでランダムに指定させていただきますので、ご了承下さい。

コード	区画番号	希望順
あ	A1区1側4号 （以降芝生墓地3㎡）	
い	A1区2側2号	
う	A1区8側23号	
え	A1区10側29号	
お	A1区11側31号	
か	A1区15側6号	
き	A1区15側9号	
く	A1区19側6号	
け	A1区21側15号	
こ	2区1側10号2 （以降普通墓地3㎡）	
さ	2区1側10号3	
し	12区5側6号2	
す	12区5側6号3	
せ	12区5側18号3	
そ	12区5側18号4	
た	12区5側23号2	
ち	12区5側23号3	
つ	12区6側3号2	
て	12区6側3号3	
と	12区6側7号2	
な	12区6側7号3	
に	12区6側22号2	
ぬ	12区6側22号3	
ね	13区1側15号2	
の	13区1側15号3	

コード	区画番号	希望順
は	2区1側10号1 （以降普通墓地2㎡）	
ひ	6区1側5号3	
ふ	12区5側6号1	
へ	12区5側18号2	
ほ	12区5側23号1	
ま	12区6側3号1	
み	12区6側7号1	
む	12区6側22号1	
め	13区1側15号1	
も	5区2側22号1 （以降普通墓地1.5㎡）	
や	5区2側22号2	
ゆ	5区2側22号3	
よ	5区2側22号4	
ら	5区2側22号5	
り	5区2側22号6	

キリトリ

キリトリ

② 芝生墓地 3㎡,普通墓地3㎡ ,2㎡,1.5㎡希望者用
（焼骨を所持していない方）

木更津市霊園一般墓地 抽選申込書

提出日：令和８年１０月　　日

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

１ 申込者情報　申込者の氏名等を記入してください。

申込者	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日
	住　所	〒
	電話番号	

※裏面に墓地区画希望順位を記入する欄がありますので、必ず記入をお願いします。

※　次の欄には記入しないでください。

受付番号 （抽選番号）	
抽選結果	優先番号　　番
備　　考	

２　希望区画

※ご希望の区画を第１希望～（最大）第４０希望まで順に数字を記入してください。希望しない区画がある場合は × 印をつけてください。

なお、希望区画に空欄部分がある場合、こちらでランダムに指定させていただきますので、ご了承下さい。

コード	区画番号	希望順
あ	Ａ１区１側４号（以降芝生墓地３㎡）	
い	Ａ１区２側２号	
う	Ａ１区８側２３号	
え	Ａ１区１０側２９号	
お	Ａ１区１１側３１号	
か	Ａ１区１５側６号	
き	Ａ１区１５側９号	
く	Ａ１区１９側６号	
け	Ａ１区２１側１５号	
こ	２区１側１０号２（以降普通墓地３㎡）	
さ	２区１側１０号３	
し	１２区５側６号２	
す	１２区５側６号３	
せ	１２区５側１８号３	
そ	１２区５側１８号４	
た	１２区５側２３号２	
ち	１２区５側２３号３	
つ	１２区６側３号２	
て	１２区６側３号３	
と	１２区６側７号２	
な	１２区６側７号３	
に	１２区６側２２号２	
ぬ	１２区６側２２号３	
ね	１３区１側１５号２	
の	１３区１側１５号３	

コード	区画番号	希望順
は	２区１側１０号１（以降普通墓地２㎡）	
ひ	６区１側５号３	
ふ	１２区５側６号１	
へ	１２区５側１８号２	
ほ	１２区５側２３号１	
ま	１２区６側３号１	
み	１２区６側７号１	
む	１２区６側２２号１	
め	１３区１側１５号１	
も	５区２側２２号１（以降普通墓地1.5㎡）	
や	５区２側２２号２	
ゆ	５区２側２２号３	
よ	５区２側２２号４	
ら	５区２側２２号５	
り	５区２側２２号６	

キリトリ

キリトリ

③　普通墓地（増設部）　６㎡
　　普通墓地（既設部）　８㎡～４８㎡希望者用
　　（焼骨所持の有無どちらでも可）

木更津市霊園一般墓地 **抽選申込書**

提出日：令和８年１０月　　日

※申込書の内容はコピー又は書き写して必ず控えをとるようにしてください。

１ 申込者情報　申込者の氏名等を記入してください。

申込者	フリガナ	
	氏　名	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日
	住　所	〒
	電話番号	

２　希望区画

※ご希望の区画を<u>第１希望～（最大）第７希望まで</u>順に数字を記入してください。<u>希望しない区画</u>がある場合は × 印をつけてください。
なお、希望区画に空欄部分がある場合、こちらでランダムに指定させていただきますので、ご了承下さい。

コード	区画番号	希望順
る	Ｂ５区２側２１号 (以降普通墓地6㎡)	
れ	Ｂ５区３側１９号	
ろ	Ｂ５区４側２３号	

コード	区画番号	希望順
わ	６区６側１４号 （８㎡）	
を	１区４側２６号 （１２㎡）	
が	３区１側６号 （２４㎡）	
ぎ	２区１側５号 （４８㎡）	

※　次の欄には記入しないでください。

受付番号 （抽選番号）	
抽選結果	優先番号　　番
備　　考	

生活環境課窓口のご案内

所在地　木更津市潮浜３－１　クリーンセンター内 １階

《アクセス》

バスでお越しの方

ＪＲ木更津駅西口３番乗り場
イオンモール木更津線（イオンモール木更津行き）
イオンモール木更津にて下車後、徒歩約１０分
もしくは
ＪＲ木更津駅西口３番乗り場 潮見線（ソニー木更津行き）
潮見３丁目にて下車後、徒歩約１０分

※バスの場合、最寄りの停留所から徒歩で長距離を歩くため、
自家用車をお持ちでないご高齢の方・足腰の弱い方は、
ご家族の運転する車もしくはタクシーでいらっしゃることをお勧めしています。

自家用車またはタクシーでお越しの方

次ページのクリーンセンター周辺図を参考にしてください。
駐車場あり。

◎ 手前の門（持ち込みゴミの受付をする門の手前）から入り、
正面に見える白い建物の一階右手側に生活環境課窓口がございます。

開庁時間　祝日を除く月曜日から金曜日
午前９時００分～午後４時３０分

市役所周辺案内略図

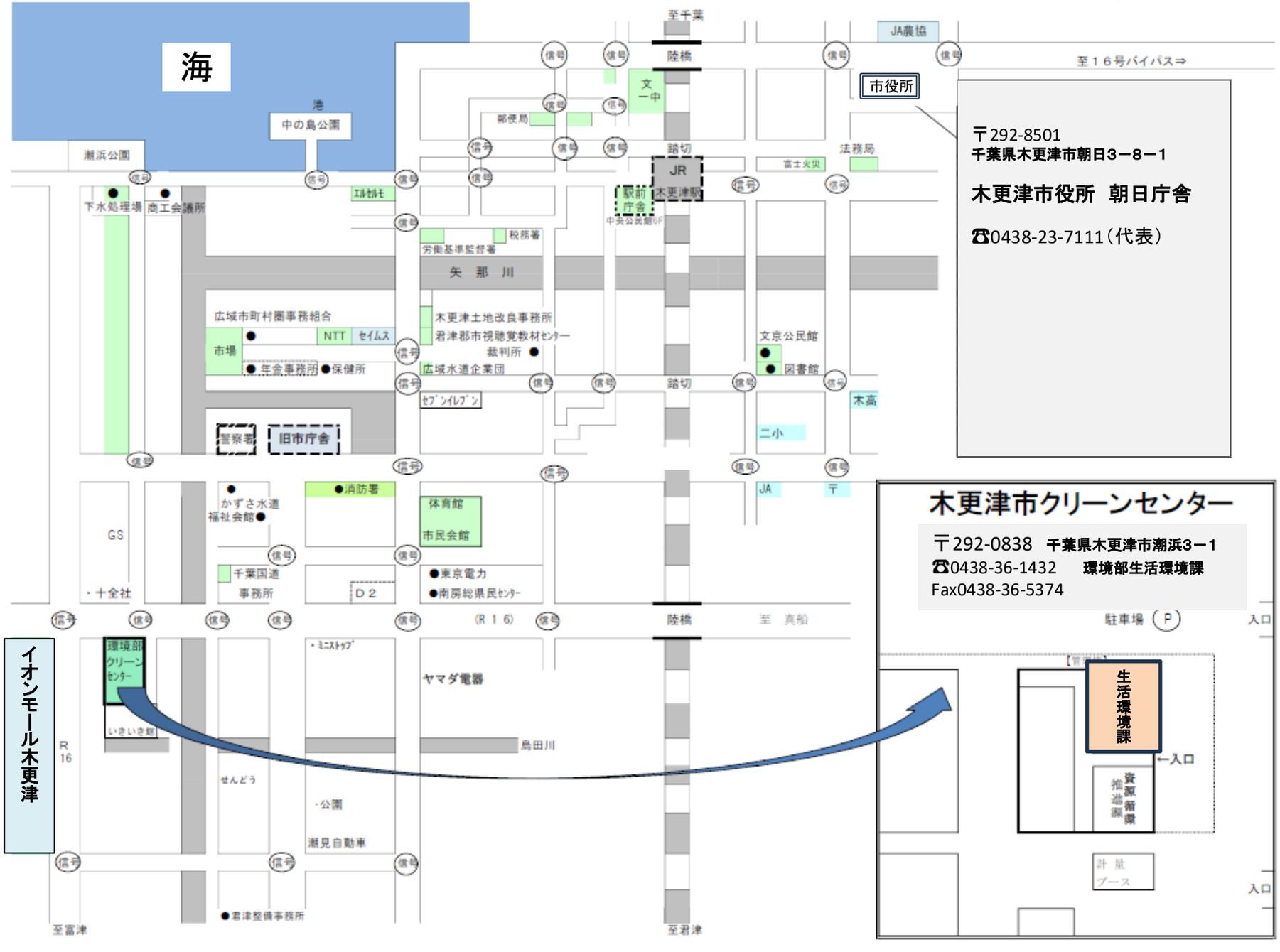

〒292-8501
千葉県木更津市朝日３－８－１

木更津市役所　朝日庁舎

☎0438-23-7111（代表）

木更津市クリーンセンター

〒292-0838　**千葉県木更津市潮浜３－１**
☎0438-36-1432　　**環境部生活環境課**
Fax0438-36-5374

〒292-0838

木更津市潮浜3丁目1番地
クリーンセンター内
木更津市 生活環境課
木更津市霊園 一般墓地公募 担当

→申込先
このまま切り取って封筒に貼付できます
どうぞご利用ください

メモ欄

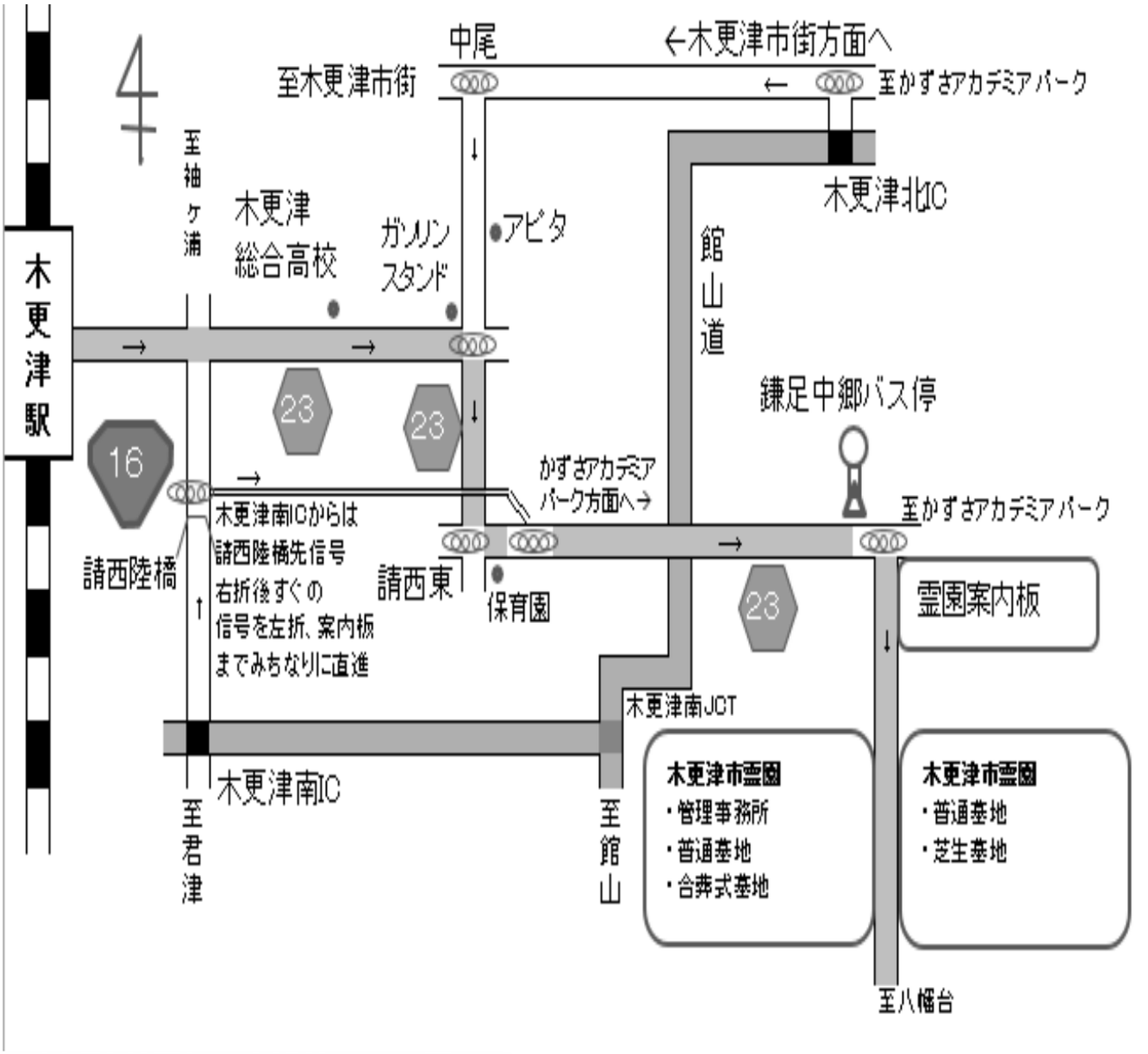



木更津市霊園のご案内

所在地	木更津市矢那３７１１
電話番号	０４３８-５２-０９８３
バス	JR 木更津駅東口５番 かずさアーク,高倉観音下,草敷方面行 乗り場発～鎌足中郷下車　徒歩２０分
タクシー	JR 木更津駅東口から２０分程
自家用車	駐車場、園内路上に駐車可